

# さいたま市契約公報

第14号

令和5年7月31日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

## 目次

### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）

- 再生コピー用紙（A4）（単価契約）…………… 1

### 特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市大宮南部浄化センター基幹的設備改良工事…………… 5
- ・塵芥収集機械車2t積載の購入…………… 5
- 塵芥収集機械車3tシャーシー（プレス式・強制排出車）の購入…………… 5
- 塵芥収集機械車3tシャーシー（回転板式・ダンプ排出車）の購入…………… 5
- ・食器食缶洗浄機の購入…………… 6
- 消毒保管庫の購入…………… 6
- 真空冷却機の購入…………… 6

### 一般競争入札の告示（5件）

- さいたま市立病院医事業務…………… 6
- さいたま市通所型短期集中予防サービス事業業務（南区西部圏域）…………… 10
- さいたま市桜環境センターアルミプレス売却 外5件…………… 13
- さいたま市立指扇小学校改築工事に伴う仮設校舎賃貸借…………… 17
- さいたま市立谷田小学校改修工事に伴う仮設校舎賃貸借…………… 20

### 競争入札参加資格関連の告示（1件）

- 令和5年度自動販売機設置場所貸付事業の参加資格に関する告示…………… 24

## [水道局]

### 特定調達契約の落札者等の公示

- ・水道業務端末等賃貸借及び保守（会計伝票電子化に伴う増設分）…………… 26

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

### さいたま市公告（調達）第104号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和5年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

再生コピー用紙（A4）（単価契約）

##### (2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各学校及び市内各保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 28,591箱(71,477,500枚)

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 契約期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)(以下「名簿」という。)に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者(当該営業種目について登載がない者を含む。)は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和5年8月14日(月)までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

公告の日から令和5年8月23日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

#### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

##### (2) 受付期間

3(2)に同じ

##### (3) 受付場所

3(1)に同じ

##### (4) 提出方法

持参

#### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

##### (1) 交付場所

3(1)に同じ

##### (2) 交付日時

令和5年9月1日（金）及び令和5年9月4日（月）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

##### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

###### ア 受領期限

令和5年9月11日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

###### イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

##### (3) 入札の日時及び場所

###### ア 日時

令和5年9月13日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月13日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

Approximately 28,591 cases of A4 Size Copy Paper

- (2) Date and time of tender:

September 13, 2023, 2:00 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市公示第105号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和5年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①105-1 ②さいたま市大宮南部浄化センター基幹的設備改良工事 ③さいたま市財政局契約管理部契約課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和5年6月27日 ⑤株式会社タクマ東京支社支社長 丸田元太 東京都港区芝浦3-9-1 芝浦ルネサイトタワー ⑥4,840,000,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5年5月15日さいたま市公告（調達）第75号

①105-2 ②(1)塵芥収集機械車2t 積載 3台 (2)塵芥収集機械車3tシャーシー（プレス式・強制排出車） 3台 (3)塵芥収集機械車3tシャーシー（回転板式・ダンプ排出車） 4台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和5年5月31日 ⑤(1)新明和工業株式会社特装車事業部営業本部関東支店 支店長 板村彰 さいたま市北区吉野町1-20-2 (2)及び(3)極東開発工業株式会社埼玉営業所 所長 成田和信 埼玉県さいたま市北区東大成町2-299-1 ⑥(1)34,474,869円 (2)36,283,500円 (3)44,528,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5年4月17日さいたま市公告（調達）第59号

①105-3 ②(1)食器食缶洗浄機 5台 (2)消毒保管庫 30台 (3)真空冷却機 9台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和5年6月5日 ⑤(1)日本給食設備株式会社埼玉営業所 所長 渡辺佳嗣 さいたま市緑区大門110-1 ワークオフィス浦和東203 (2)昭和技研株式会社 代表取締役 高野吉章 さいたま市南区太田窪2-6-8 (3)新日本厨機株式会社埼玉営業所 営業所長 岩崎洋平 埼玉県さいたま市南区文蔵2-29-25 ⑥(1)32,406,000円 (2)53,053,000円 (3)43,406,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5年4月17日さいたま市公告(調達)第60号

○一般競争入札の告示

**さいたま市告示第1259号**

さいたま市立病院医事業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年7月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院医事業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年12月1日から令和6年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和3年4月1日以降、病床数400床以上の埼玉県内の医療機関において、医事業務を一括して1年以上継続して元請で受託した実績があることを証明した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課  
担当 塚原 電話 048(873)4168

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年8月9日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和5年8月14日(月)午前9時から午後4時まで

### 6 競争入札参加資格の有無の再確認

競争入札参加資格を有しない旨の確認結果を通知された者は、令和5年8月16日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課に競争入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

### 7 現場説明会の実施

競争入札参加資格を有すると認めた者に対して、現場説明会を実施する。

#### (1) 実施日時

令和5年8月22日（火）

なお、時刻の指定は競争入札参加資格確認結果通知書の交付時に行う。当該通知書の受領者は参加時刻を指定することができない。

(2) 実施場所

1 (2)に同じ

(3) 参加人数等

参加者は2名以内とし、現場説明会当日に現場説明会参加届を提出すること。

8 契約の仕様等の詳細に関する質問の受付

競争入札参加資格を有すると認めた者で、業務内容その他の契約の仕様等の明細について質問がある場合は質問書を提出することができる。

(1) 受付場所

3 (1)に同じ

(2) 受付期間

令和5年8月9日（水）から令和5年8月25日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

持参

(4) 質問に対する回答の期限及び方法

令和5年8月30日（水）までにFAXにより回答する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格を有する旨の確認結果の通知書を持参すること。

イ 競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札時点において2の要件を満たさない場合は入札に参加することができない。

(3) 代理人による入札

代理人により入札をする場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の辞退

競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退する場合は、入札日時までに辞退する旨の書面を提出すること。

(5) 独占禁止法等法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月5日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院本館3階会議室2

(7) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 入札が不調であった場合

ア 再度入札は1回限りとする。

イ 初度入札に参加しなかった者及び初度入札で無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

(9) その他

ア 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加することができない。

イ 入札に付した入札書については、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月5日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

9(6)イに同じ

(11) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課  
電話 048(873)4168 FAX 048(874)7613

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 1 1 委託料の支払方法

- (1) 暦月を単位として、翌月以降受託者の請求に基づき当月分の委託料を支払うものとする。
- (2) 詳細については、落札決定後に落札者と協議する。

## 1 2 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後に、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 社会情勢等の変動により、人員配置又は必要経費等を増減すべき事情が発生した場合は、協議を行う。
- (4) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 2 6 3 号

さいたま市通所型短期集中予防サービス事業業務（南区西部圏域）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 5 年 7 月 2 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市通所型短期集中予防サービス事業業務（南区西部圏域）
- (2) 履行場所  
さいたま市南区外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和 6 年 3 月 2 7 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」内の受注希望業務「その他の福祉サービス」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の告示日において、さいたま市から第1号通所事業又は介護予防通所リハビリテーションの指定を受けている者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課  
担当 地域支援係 電話 048(829)1257

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年8月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和5年8月16日（水）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年8月18日（金）午前10時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年8月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課  
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

### (9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課  
電話 048(829)1257 FAX 048(829)1981

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否  
否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。  
(2) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1264号**

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年7月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却  
イ さいたま市東部環境センターアルミプレス売却  
ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却  
エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却  
オ さいたま市東部環境センタースチールプレス売却  
カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

- ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター  
イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター  
ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛りサイクルセンター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で掲載されている者であること。  
(2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去3年間（令和2年8月24日から令和5年8月23日まで）に他市町村で実績を有する者であること。

なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p040418.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年8月23日（水）まで

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

告示の日から令和5年8月23日（水）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

#### (3) 受付場所

ア 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部  
廃棄物対策課

担当 保里 電話 048(829)1336

イ 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設  
管理課

担当 小川 電話 048(829)1343

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和5年9月5日（火）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの売却 令和5年9月7日（木）午前10時00分

(イ) 1(1)イの売却 令和5年9月7日（木）午前10時20分

(ウ) 1(1)ウの売却 令和5年9月7日（木）午前10時40分

(エ) 1(1)エの売却 令和5年9月7日（木）午前11時00分

(オ) 1(1)オの売却 令和5年9月7日（木）午前11時20分

(カ) 1(1)カの売却 令和5年9月7日（木）午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月7日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

ア 1(1)ア、ウ、エ及びカの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課  
電話 048(829)1336    FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市環境局施設部環境施設管理課  
電話 048(829)1343    FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及びエの売却

6(8)イに同じ

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市見沼区大字膝子626-1    さいたま市環境局施設部東部環境センター  
電話 048(684)3802    FAX 048(686)0466

ウ 1(1)ウ及びカの売却

6(8)アに同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第1255号

さいたま市立指扇小学校改築工事に伴う仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年7月24日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立指扇小学校改築工事に伴う仮設校舎賃貸借
- (2) 履行場所  
さいたま市西区西大宮1-49-6
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和10年8月31日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がS級で登載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸借又は土地建物の賃貸借を業務とする記載があること。
- (7) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3ヶ月以上の雇用関係にあるものであること。
- (8) 平成25年度以降、学校施設において、延べ面積5,000㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績があること。

### 3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p098378.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年8月15日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）と

し、受付期間内必着とする。

## 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

### (2) 交付日時

令和5年8月31日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 仕様書等に関する質問及び回答

### (1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

#### ア 提出先

3(1)アに同じ

#### イ 受付期間

3(2)に同じ

#### ウ 提出方法

4(4)に同じ

### (2) 質問に対する回答

#### ア 公表場所

3(1)アに同じ

#### イ 公表日時

5(2)に同じ

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。また、代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

### (3) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年9月7日（木）午前10時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所ときわ会館3階第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月7日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第1256号

さいたま市立谷田小学校改修工事に伴う仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年7月24日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市立谷田小学校改修工事に伴う仮設校舎賃貸借

### (2) 履行場所

さいたま市南区太田窪5-10-6

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和10年6月30日まで

### (5) 入札参加形態

単体企業とする

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がS級で登載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸借又は土地建物の賃貸借を業務とする記載があること。

- (7) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3ヶ月以上の雇用関係にあるものであること。

- (8) 平成25年度以降、学校施設において、延べ面積1,000㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績があること。
- 3 仕様書等の交付  
本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642  
イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p098379.html>
- (2) 交付期間  
告示の日から令和5年8月15日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)
- (3) 交付費用  
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類  
ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 仕様書等に定める書類
- (2) 受付期間  
3(2)に同じ
- (3) 受付場所  
3(1)アに同じ
- (4) 提出方法  
持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)アに同じ
- (2) 交付日時  
令和5年8月31日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

- ア 提出先  
3(1)アに同じ
- イ 受付期間  
3(2)に同じ
- ウ 提出方法  
4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

- ア 公表場所  
3(1)アに同じ
- イ 公表日時  
5(2)に同じ

## 7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。また、代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札の日時及び場所

- ア 日時  
令和5年9月7日（木）午前10時15分
- イ 場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所ときわ会館3階第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日時  
令和5年9月7日（木）入札終了後、直ちに行う。
- イ 場所  
7(3)イに同じ

(6) 入札回数

- ア 再度入札は、1回までとする。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
電話 048(829)1642   FAX 048(829)1989

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

○競争入札参加資格関連の告示

**さいたま市告示第1260号**

令和5年度に実施する市庁舎等における自動販売機等設置場所の貸付事業について、応募に必要な資格を定めたので、次のとおり公示する。

令和5年7月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 用語の定義

この告示において業者登録とは貸付契約を希望する事業者をさいたま市自動販売機設置業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載することをいう。

2 登録業務

飲料、アイス類の自動販売機又は自動証明写真機の設置、管理及び販売の業務

3 業者登録の資格

業者登録の資格を有する者は、次の各号を満たす者とする。

(1) 市内の個人事業者又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人事業者であること。ただ

し、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者の場合又は自動販売機の設置場所が市外の場合は、この限りではない。

(2) 自動販売機の設置、管理等の業務を自ら行い、かつ、同種の契約等を過去2年の間に2回以上全て誠実に履行した個人又は法人であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び第2項の規定によりさいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

イ 県税又は市税に滞納がある者。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者の場合又は公募による自動販売機の設置場所が市外の場合で、市外の個人事業者又は県外の法人事業者が申請を行う場合は、当該事業者所在地の都道府県税又は市町村税に滞納がある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条若しくは第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等又はその構成員

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属している者

カ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている者又はさいたま市から不利益処分を受けている者

#### 4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、申請書にさいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度実施要領（以下「実施要領」という。）に定める必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

##### (1) 受付期間

令和5年8月14日（月）から令和5年9月1日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

##### (2) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

##### (3) 提出方法

持参又は郵送

#### 5 実施要領の交付

##### (1) 交付場所

ア さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p082953.html>

イ 4(2)に同じ

##### (2) 交付期間

告示日から令和5年9月1日（金）まで（5(1)イにおいては、休日を除く午前9時から午後5時まで）

#### 6 登録審査

市長は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に記載し、一般に公開する。

7 審査結果の通知

審査の結果については、郵送により通知する。

8 登録の有効期間

登録名簿に登録された日から2年間

9 その他

詳細は、実施要領による。

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市水道局公告（調達）第14号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和5年7月31日

さいたま市水道事業管理者 小島正明

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①14-1 ②水道業務端末等賃貸借及び保守（会計伝票電子化に伴う増設分） 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和5年6月2日 ⑤FLCS株式会社関東支店 支店長 大塚嘉浩 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥29,040,000円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当